

# 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

## 第1章 総 則

### ( 目 的 )

第1条 東町漁業協同組合が開設する水産物地方卸売市場(以下「市場」という。)の運営に  
関しては、この業務規程に定めるところによる。

### ( 市場の業務の基本原則 )

第2条 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買  
取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いを行  
ってはならない。

### ( 開場の期間 )

第3条 市場は、次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。

- (1) 1月1日、2日、3日、12月31日
- (2) 8月14日、15日
- (3) 毎週日曜日

2 市場は、特に必要があると開設者が認めたときは、前項の休日以外でも休業し、  
又は変更することができる。

### ( 開場の時間 )

第4条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。

ただし、開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認め  
るときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 午前5時30分から午後零時まで

### ( 市場関係者への通知 )

第5条 開設者は開場の期日および時間を変更しようとするときは、関係者に通知するもの  
とする。

## 第2章 市場関係事業者

### ( 卸売業者 )

第6条 市場において卸売業務をしようとするものは、開設者の承認を受けなければなら  
ない。

### ( 買受人の承認 )

第7条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受ければ  
ならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書及び  
別に定める引受渡誓約書、買受債務約定書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあっては、定款、出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸売を受けようとする取扱品目の部類及び買受見込高
- (4) 連帯保証人の住所、氏名
- (5) その他必要な事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識  
及び資力信用を有しない者又は次の各号の一に該当するものは、同項の承認をし  
ないものとする。

- (1) 買受人の承認を取消され、2年を経過しない者
- (2) 破産の宣告を受け復権しない者
- (3) 信用薄弱な者
- (4) 前年度の総買上高が所定の額に満たない者

## 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

( 5) その他買受人として不相当と認められる者

- 4 開設者より買受人として承認された者は、別に定める取引契約書を市場と締結するものとする。

( 買受人の制限 )

第8条 買受人は、生産者もしくはその他の者から販売の委託を受け、または直接の取引をしてはならない。

2 買受人、その他何人といえども入札前に先取りして荷さばきすることはできない。

3 入札を経ない転送は、原則として認めない。

ただし、魚種によりその量が従前の市場取扱い実績を著しく越えるため本市場の相場に明らかな不利が予想され、かつ時間的に入札の余裕がないと判断される場合はこの限りでない。

この場合、転送を必要とする理由を市場に申し出て、その許可を得なければならない。

4 買受人は、前項の入札を経て指値により転送する場合及び前項ただし書の市場の特認を得て転送する場合を除き、いかなる理由によっても転送を引受け、もしくは車両を提供して不法転送に利便を与えてはならない。

5 買受人、その他何人といえども本市場の入札を経ない転入品を本市場で売買することはできない。

6 買受人の代理入札は、原則として認めない。

ただし、状況により代理入札を必要とする場合は、あらかじめ代理入札者を届け出て市場の許可を得なければならない。

( 買受人の制裁処分 )

第9条 販売代金の納入期限( 買受日より10日間 )を過ぎて、更に15日間入金なきときは10日間の入札停止、上記延滞が年2回目のときは20日間の入札停止、年3回目のときは30日間の入札停止、年4回目のときは買受人の承認を取消すことがある。

2 本市場を経ないで生産者から直接買取をおこなった場合は、30日間の入札停止とし、尚かつこの行為が再度あったときは、買受人の承認を取消すことがある。

( 買受人の数 )

第10条 この市場における買受人の員数は、100人以内と定める。

ただし、都合により員数に異動を生ずることがある。

( 名称変更等の届出 )

第11条 第7条第1項の承認を受けた者( 以下「買受人」という。 )は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

( 1) 氏名もしくは名称、商号または住所を変更したとき

( 2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき

2 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

( 買受人の承認の取消し等 )

第12条 開設者は、買受人が買受人として必要な資力信用を失った場合は、その承認を取消すものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。

( 1) 売買取引に関し不正の行為があったとき

( 2) 売買代金の支払を怠ったとき

## 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

- ( 3 ) 保管の費用または損失金の支払を怠ったとき
- ( 4 ) 正当な理由が無くして引き続き3か月以上休場したとき
- ( 5 ) 市場の業務または市場内で他人の業務を妨害する行為があったとき
- ( 6 ) この業務規程または業務規程に基づく申し合わせ事項に違反したとき

( 買受人章 )

第13条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項の買受人章を、市場内において常に着用しなければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

( 売買取引の原則 )

第14条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

( 売買取引の方法 )

第15条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- ( 1 ) 別表第1に掲げる物品 せり売り又は入札の方法
- ( 2 ) 別表第2に掲げる物品 せり売もしくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品( 同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定の割合に相当する部分に限る )については、次の各号に掲げる場合であって開設者がせり売又は入札の方法により卸売をする事が著しく不適當であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。

- ( 1 ) 災害が発生した場合
- ( 2 ) 入荷が遅延した場合
- ( 3 ) 卸売の相手方が少数である場合
- ( 4 ) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- ( 5 ) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合”
- ( 6 ) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合”
- ( 7 ) 第21条第1項ただし書の規程によりその市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- ( 1 ) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- ( 2 ) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 開設者は、第1項第2号の開設者が定める割合を定め又は変更しようとするときは、速やかに公表しなければならない。

( 売買取引の単位 )

第16条 売買取引の単位は重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることがある。

( 秘密取引の禁止及び売買呼値 )

第17条 卸売の売買取引は、秘密の方法によってはならない。”

2 卸売の売買呼値の金額は、( 消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。 )による。

## 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

### ( 入札の方法 )

第18条 卸売のための入札売は、その販売物品について荷印、等級及び数量、その他必要な事項を掲示し、又は呼びあげた後、入札人に対し一定の入札用紙に氏名及び商号、入札金額(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ)その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ)の入札をもって落札人とする。

3 最高価格の入札人が2人以上あるときは、抽せんその他適宜の方法により落札人を決定する。

4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

(1) 入札人を確認できないとき

(2) 入札金額その他指定事項が不明なとき

(3) 入札に際して不正行為があったとき

5 落札人を決定したときは、直ちにその価格(消費税額及び地方消費税額を含まない)及び氏名又は商号を呼びあげるものとする。

### ( 異議の申立 )

第19条 せり売りまたは入札売りに参加した者が、そのせり落し又は落札について異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。”

2 開設者は前項の申し立てについて正当な事由があると認めるときはせり直し、又は再入札を指示することができる。

### ( 差別的取扱いの禁止 )

第20条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者、買受人に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

### ( 卸売の相手方の制限 )

第21条 卸売業者は市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。

ただし次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるとき

ア 市場における入荷量が著しく多いため、又は出荷された生鮮食料品等が買受人にとって品目もしくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれのある場合

イ 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 入荷量を調整するため他の卸売業者に対して卸売する場合

(2) 卸売業者があらかじめ締結した契約に基づき物品の卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき

### ( 委託手数料以外の報償收受の禁止 )

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第33条に定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

### ( 売買取引条件の公表 )

第23条 卸売業者は、次に掲げる事項について市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

## 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

- ( 4 ) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- ( 5 ) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- ( 6 ) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額( その交付金の基準を含む。 )

( 受託契約約款 )

第 24 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約を定めるときは、関係者に周知しなければならない。

( 保証人及び保証金 )

第 25 条 第 7 条第 2 項に規定する申請書及び引受誓約書、買受債務約定書の保証人は、市場が認めた同業者以外 2 名以上の連帯保証人でなければならない。

2 買受人が第 7 条により承認を受けたときは、次のとおり保証金を納付するものとする。また保証金は、過去 3 ヶ年の買上実績の最高額及び買受日毎の買受最高限度額に準拠して定める。

新規買受人		1 0 0 万円
5 0 0 万円未満		5 0 万円
5 0 0 万円以上	1, 0 0 0 万円未満	6 0 万円
1, 0 0 0 万円以上	5, 0 0 0 万円未満	7 0 万円
5, 0 0 0 万円以上	1 億円未満	1 0 0 万円
1 億円以上	2 億円未満	1 5 0 万円
2 億円以上	3 億円未満	2 0 0 万円
3 億円以上		2 5 0 万円

3 買受日毎の買受最高限度額は、保証金の 5 倍とする。

4 保証金は、買受人の資格を失った日から 3 0 日を経過しなければ返還しない。

5 市場における買受人の取引限度は原則として第 2 項に規定する保証金の準拠取引最高額以内とする。

ただし、必要があると認めるときは、これを制限することができる。

6 買受人が、買受代金の支払いを怠ったときは、保証金を買受代金に充当し、なお不足額については、本人及び引受保証人が連帯してこれを支払わなければならない。

7 買受人及び引受保証人の連帯責任額は、前項の限度額にかかわらず、取引残額全額に及ぶものとする。

8 保証金は現金とし、東町漁業協同組合が保管する。

9 保証金は無利息とする。

10 開設者は、必要と認めるときは、第 2 項の保証金の外に担保を徴することができる。

( 販売前における委託物品の検収 )

第 26 条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めたときは、その結果を物品受領通知書または売買仕切書に付記しなければならない。

ただし、委託物品の受領に出荷者が立合い、その了承を得られたときはこの限りではない。

## 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

### ( 物品取引の下見 )

第 27 条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品または見本の下見を行なわせた後でなければこれを開始することができない。

2 見本または銘柄による売買の場合には、その取引開始前に物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

### ( 卸売物品の引取り )

第 28 条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは買受人の費用でその物品を保管し、または催告をしないで他の者に卸売することができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ）が最初の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を買受人に請求することができる。

4 委託物品は、取引の終了までは、市場の承認なくしては、汚損換魚位置配列の変更または他に搬出することはできない。

5 売買成立後に生じる減量その他損害は、買受人の負担とする。

### ( 売買取引の制限 )

第 29 条 せり売または入札の方法による卸売の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差し止め、またはせり直しもしくは再入札を指示することができる。

( 1 ) 談合その他不正な行為があると認めたとき

( 2 ) 不当な値段を生じたとき、または生じるおそれがあると認めたとき

### ( 衛生上有害物品の売買禁止 )

第 30 条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は市場において販売し、または販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、またはその撤去を指示することができる。

### ( 卸売予定数量等の公表 )

第 31 条 開設者は、毎開場日販売開始時刻までに次に掲げる事項を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

( 1 ) 当日卸売を予定する物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地

( 2 ) 前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売り価格

2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の先月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 21 条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

### ( 仕切および送金 )

第 32 条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、受託者に対してすみやかに売買仕切書を送付するとともに、売買代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。

ただし、特約のある場合この限りでない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）消費税額及び地方消費税額を含む数量を正確に記載しなければならない。

## 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

( 委託手数料の率 )

第 33 条 卸売業者が市場における委託者から收受する委託手数料は、卸売金額( 消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。 )に取扱品目ごとに次ぎに掲げる低率以内の率を乗じて得た金額とする。

生鮮水産物	100分の10
加工水産物	100分の10

( 買受代金の支払義務 )

第 34 条 買受人は、卸売業者から買受けた物品の買受代金( 入札によって買受けた場合は、買受けた額に消費税額及び地方消費税額に当たる額を加えた額、その他の場合にあっては、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。以下同じ。 )について買受けた日から10日以内に支払わなければならない。

2 前項の支払期日を経過して入金するものについては、経過日数により年 14.625%の遅延利息を徴収するものとする。

( 卸売代金変更の禁止 )

第 35 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、これを変更してはならない。

( 決済の方法 )

第 36 条 市場における売買代金の決済は、第 33 条から前条までに定めるもののほか、本組合と取引参加者との間で決定した支払期日及び支払方法により行わなければならない。

### 第 4 章 市場施設の利用

( 施設の使用指定 )

第 37 条 卸売業者及び買受人が市場内で使用する用地、建物その他の施設( 以下「市場施設」という )の位置、面積、期間その他の使用条件は開設者がこれを指定する。

( 用途変更、原状変更、転貸等の禁止 )

第 38 条 市場施設の使用人は、当該施設の用途もしくは原状を変更しまたは当該施設の全部もしくは一部を転貸し、もしくは使用させてはならない。ただし、特別な理由により開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。”

( 補修弁済 )

第 39 条 市場施設を故意または過失により滅失または損傷した者は、その補修をし、またはこれに係わる費用を弁済しなければならない。”

### 第 5 章 管 理

( 事業報告書の作成等 )

第 40 条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則( 昭和 46 年農林省令第 52 号。 )別記様式第二号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後 90 日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申し出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

( 1 ) 当該事業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認めら得る者から閲覧の申出がなされた場合

## 東町漁業協同組合 地方卸売市場業務規程

- (2) 安定的な決裁を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

( 報告等 )

第41条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者または買受人に対しその業務または財産に関し報告または資料の提出を求めることができる。

- 2 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人に対し、その業務または会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

( 市場秩序の保持等 )

第42条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱しまたは公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

- 2 開設者は、市場施設の保持または公共の利益をはかるため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置を行うことができる。

( 関係規程の制定 )

第43条 この業務規程の施行に関し必要な事項は、開設者が別に定める。

- 附 則
- 1、この業務規程は、昭和56年5月27日から施行する。
  - 2、この業務規程は、平成元年4月1日から施行する。
  - 3、平成元年11月6日 第33条2、一部改定
  - 4、平成9年2月27日 第15条、16条、17条、27条、30条、31条、32条、33条一部改訂
  - 5、この業務規程は、平成12年6月27日から施行する。
  - 6、平成12年6月27日 第13条挿入、第9条4、第14条、第23条、第31条一部改訂
  - 7、平成15年8月11日 第25条2 改訂
  - 8、平成16年10月18日 第9条及び第25条一部改訂
  - 9、平成17年8月3日 第21条、旧第41条改訂、旧第22条削除
  - 10、この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から施行する。  
平成26年8月14日認可
  - 11、この規程の変更は、令和2年5月27日一部改訂する。  
令和2年6月21日より施行する。

別表第1 ( 第15条関係 )

タイ類、ヒラメ、イサキ、ブリ、イカ類、タコ、貝類、エビ類  
その他天然ものの水産物

別表第2 ( 第15条関係 )

養殖ブリ、養殖カンパチ、養殖ダイ、養殖ヒラメ  
その他養殖ものの水産物及び水産加工品